

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【公開番号】特開2019-122619(P2019-122619A)

【公開日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-030

【出願番号】特願2018-5709(P2018-5709)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月17日(2020.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開閉可能な開閉部を備えると共に遊技領域に設けられる受入口に遊技球が入球したことによる抽選の結果に基づいて遊技の進行を行うことができる遊技機であって、

電子部品が実装される基板と、

第1鍵を用いて前記開閉部の開閉に関する第1の操作を行うことができる第1の装置と

前記第1鍵とは別の第2鍵を用いて遊技の設定に関する第2の操作を行うことができる第2の装置と、

を備え、

前記第1の装置は、当該遊技機の前面側から接触可能な箇所に設けられ、当該第1の装置の筐体が電気的にアース側へ接続され、

前記第2の装置は、当該遊技機の前面側から接触不能な箇所に設けられ、当該第2の装置の筐体が電気的に前記基板の回路グランドに接続される、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本願発明は、

開閉可能な開閉部を備えると共に遊技領域に設けられる受入口に遊技球が入球したことによる抽選の結果に基づいて遊技の進行を行うことができる遊技機であって、

電子部品が実装される基板と、

第1鍵を用いて前記開閉部の開閉に関する第1の操作を行うことができる第1の装置と

前記第1鍵とは別の第2鍵を用いて遊技の設定に関する第2の操作を行うことができる

第 2 の 装 置 と 、を 備 え 、前記第 1 の 装 置 は 、 当 該 遊 技 機 の 前 面 側 か ら 接 触 可 能 な 箇 所 に 設 け ら れ 、 当 該 第 1 の 装 置 の 筐 体 が 電 気 的 に アース 側 へ 接 続 さ れ 、前記第 2 の 装 置 は 、 当 該 遊 技 機 の 前 面 側 か ら 接 触 不 能 な 箇 所 に 設 け ら れ 、 当 該 第 2 の 装 置 の 筐 体 が 電 気 的 に 前 記 基 板 の 回 路 グ ラ ン ド に 接 続 さ れ る 、こ と を 特 徴 と す る 。ま た 、 本 願 発 明 と は 別 の 発 明 と し て 、 以 下 の 手 段 を 参 考 的 に 開 示 す る 。( 解 決 手 段 1 )

島 設 備 に 設 置 さ れ る と 共 に 遊 技 盤 を 備 え る 遊 技 機 で あ っ て 、 前 記 遊 技 盤 の 後 側 に は 、 複 数 種 類 の 当 選 確 率 を 設 定 可 能 状 態 し 得 る 設 定 装 置 と 、 前 記 島 設 備 か ら の 未 接 続 配 線 が 前 記 設 定 装 置 へ 接 触 す る こ と を 防 止 し 得 る 保 護 部 材 と 、 が 設 け ら れ る 、 こ と を 特 徹 と す る 遊 技 機 。